地域医療介護情報ネットワークシステム
「サルビアねっと」　住民参加規約兼個人情報取扱い規約

一般社団法人サルビアねっと協議会（以下「サルビアねっと協議会」）は、住民の皆さまにより安心・安全に健康・医療・介護サービスをお届けすることを目指す「サルビアねっと」を運営しています。住民の皆さまに「サルビアねっと」を利用していただくためには、健康・医療・介護に関する個人情報をご提供いただくことに同意していただくことが必要です。住民の皆さまと確かな信頼関係を築き上げ、安心して「サルビアねっと」に参加することへ同意いただくために、次の通りご理解いただく必要のある項目をお示しすると共に、下記の項目を順守することをお約束します。

第１章 総則

（目的）
第１条 本規約は、サルビアねっと協議会が管理・運営する地域医療介護連携ネットワークシステム「サルビアねっと」（以下、「サルビアねっと」という）の利用に関する個人情報取扱いについて必要な事項を定めるものです。
（用語の定義）
第２条 本規約における用語の定義を、以下に定めます。

用語	説明
サルビアねっと協議会	横浜市周辺の病院・医科診療所・歯科診療所・保険薬局・訪問看護ステーション・介護事業所等が中心となり構成される団体である「一般社団法人サルビアねっと協議会」を指します。
横浜市周辺	横浜市、及び横浜市に近接する他行政区、自治体を指します。
地域医療介護連携ネットワークシステム	患者の同意のもと、参加登録施設の間で、医療・介護サービスの提供上必要な医療・介護情報（患者の基本情報、処方データ、検査データ、画像データ等）を国等の関係ガイドラインを満たして電子的に共有・閲覧できることを可能とする仕組みを指します。
住民	居住・就労する等によって横浜市周辺において主に活動する住民をいいます。参加登録時点での医療・介護サービスの利用の有無は問いません。

施設	健康・医療・介護サービスのうち、いずれか一つ以上を提供する病院・医科診療所・歯科診療所・保険薬局・訪問看護ステーション、介護事業所等を指します。
参加登録	住民・施設が、「サルビアねっと」への参加に同意し、参加を申込み、申込を受理され、サービス利用が可能な状態を指します。
サルビアねっと協議会事務局	「サルビアねっと」の管理・運営に必要な事務を担う、当協議会内に設けられた機関を指します。
参加受付窓口	当協議会事務局、または「サルビアねっと」参加登録施設等、「サルビアねっと」への「参加申込書」等の提出を受付けている窓口をいいます。
個人情報	個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項に規定する、「個人情報」をいいます。
住民登録サイト	サルビアねっと協議会が運営する住民参加申込 WEB サイトをいいます。
個人健康記録システム	個人健康記録(PHR Personal Health Record ：個人の健康や医療に関するデータ）をデジタルで一元管理する仕組みをいいます。

（サルビアねっとのサービス利用）
第 3 条 住民が「サルビアねっと」のサービスを利用するためには、本規約に基づき、「サルビアねっと」への参加登録手続きを行っていただくことが必要です。

第 2 章 参加登録

（参加申込）
第 4 条 「サルビアねっと」へ参加登録するためには、本規約の内容をご承諾いただき、住民登録サイトからの登録、またはサルビアねっと協議会所定の「参加申込書」に必要事項を記入しサルビアねっと協議会事務局へ提出してください。
2 サルビアねっと協議会が、住民登録サイトからの登録、または「参加申込書」を受理したことをもって、申込者は本規約の内容を承諾の上、参加に同意したものとして取扱います。

（参加申込の有効性）
第 5 条 「参加申込書」は、サルビアねっと協議会所定の「参加申込書」に本人が署名したもののみを有効とし、それ以外の用紙や本人の署名がないものは認めません。ただし、以下に定める事由の(1)、(2)若しくは(3)の場合には、代理人による署名を認めます。
(1)本人が未成年の場合、親権者、保護者、未成年後見人等の一般的に署名の代理に妥当性

があると思われる代理人による署名
⑵以下の場合、家族（内縁含む）、保護者、後見人・保佐人等、一般的に署名の代理に妥当性 があると思われる代理人による署名。ただし、サルビアねっと協議会の判断によって代理人と認められないことがあります。

(A) 本人が被後見人、被保佐人である場合

(B) 本人が精神的、身体的理由により、自署が困難な場合

(C) その他本人の意思確認が一時的もしくは恒久的に困難である場合

⑶本人が精神的、身体的理由により自署が困難で、かつ本人が、(2) の場合で、一般的に署名の代理に妥当性があると思われる代理人による署名も困難であり、適切な健康・医療・介護サービスの提供上やむを得ない場合、本人が利用する施設の管理者、職員を代理人とした署名。なお、この場合、「参加申込書」への代理人 の署名を必要とします。

２　住民登録サイトからの参加申込については、本人の保険証の写真データを確認できたもののみ有効とし、保険証の写真データが添付されていないものや不鮮明で確認できないものは認めません。

（参加申込内容変更）

第６条 参加登録住民は、参加申込の内容に変更が生じた場合は、サルビアねっと協議会所定の「参加申込内容変更届」に必要事項を記入し、サルビアねっと協議会事務局まで提出してください。

（サルビアねっとからの脱退）

第７条 参加登録住民は、「サルビアねっと」から脱退したい場合は、サルビアねっと協議会所定の「脱退届」に必要事項を記入し、サルビアねっと協議会事務局まで提出してください。

2　サルビアねっと協議会における脱退の事務手続きが完了した時点で、参加登録住民に関する情報は「サルビアねっと」から削除され、「サルビアねっと」のサービスを利用できなくなります。

3　脱退したことを理由に健康・医療・介護サービス上の不利益を被ることは一切ありません。

4　サルビアねっと協議会は、参加登録住民が次のいずれかに該当した場合は、参加登録住民を脱退させることができるものとします。

⑴サルビアねっと協議会が定める諸規程又は本規約に重大な違反をしたとき。

⑵その他サルビアねっと協議会が合理的に妥当であると認めたとき。

（参加登録の期間）

第８条 サルビアねっと協議会において、住民登録サイトへの登録または「参加申込書」が受理されてから、「脱退届」が受理されない限り継続されます。

第 3 章 個人情報の取扱い

（個人情報の利用目的）

第 9 条 サルビアねっと協議会は参加登録住民の皆さまにより安心・安全な健康・医療・介護サービスをお届けすることを目的に以下の通り取得した個人情報を利用します。

⑴「サルビアねっと」へ参加登録する施設間での共有

⑵将来、「サルビアねっと」が連携する、横浜市、神奈川県内における「サルビアねっと」と同種の「地域医療介護ネットワークシステム」への提供

⑶将来、日本国で導入される予定の「全国保健医療情報ネットワーク」への接続による「サルビアねっと」と同種の「地域医療介護ネットワークシステム」への提供

⑷医療政策をはじめとした行政政策の検討への活用、及び大学・研究機関等での研究利用。

⑸将来、「サルビアねっと」が連携する「個人健康記録 システム」への提供

⑹サルビアねっと協議会が提供するサービスに関する案内その他の必要な連絡

上記以外の目的には個人情報を利用いたしません。

（取得する個人情報）

第 10 条 サルビアねっと協議会は、以下に定める個人情報を取得します。

⑴利用者から提出された書類に記載された情報

⑵病名・服薬・検査結果・保険情報・状態情報等、参加施設のシステムから連携された健康・医療・介護に関する情報

⑶病名・服薬・検査結果・保険情報・状態情報等、参加施設の職員が登録した健康・医療・介護に関する情報

⑷その他参加施設が適正に取得した健康・医療・介護に関する情報

⑸利用者から提供された「個人健康記録システム」に記録された情報

（個人情報の開示範囲および利用者の限定）

第 11 条 取得した個人情報は、「サルビアねっと」のサービス開始時点以降、将来にわたり、新たに「サルビアねっと」に参加登録する施設も含み、参加登録している施設に開示されます。なお当該施設は、本個人情報取扱い規約及びサルビアねっと協議会が定める関連規約を遵守する義務を負います。

2　個人情報は、サルビアねっと協議会の事務局職員・参加登録施設の職員・「サルビアねっと」の運用保守サービス提供事業者・「サルビアねっと」と同種の「地域医療介護連携ネットワークシステム」のみが利用目的の範囲で利用します。

3　サルビアねっと協議会は、第 2 項の職員、事業者、「サルビアねっと」と同種の「地域医療介護連携ネットワークシステム」に対し、本個人情報取扱い規約と同等の義務を課します。

4　「サルビアねっと」は将来、他地域における同種の「地域医療介護ネットワーク」と連携し、第 9 条の個人情報の利用目的の範囲内で個人情報を提供することがあります。当該連携開始について、参加登録住民に個別通知はいたしませんが、サルビアねっと協議会が運営する WEB サイト上で、概ね連携開始する 1 か月前には公表いたします。「サルビアねっと」から脱退を希望される場合は、第 7 条に基づく「脱退届」をサルビアねっと協議会事務局まで提出してください。
5　第 1 項に関わらず、住民本人に特段の希望がある場合、情報を共有する参加登録施設を限定することができます。その場合、サルビアねっと協議会所定の様式へ、限定する参加登録施設をサルビアねっと協議会が特定できるよう必要事項を記載し、サルビアねっと協議会まで提出してください。
6　法令に定める災害の発生時や救急対応時等、住民本人の救命に必要と医師が判断する情報に限り、第 1 項から第 5 項に関わらず、参加登録施設等へ開示することがあります。

（個人情報取扱いの委託）
第 12 条 「サルビアねっと」の運営上、サルビアねっと協議会が必要と判断した場合、運用保守サービス提供事業者に個人情報の取扱いの一部を委託します。
2　個人情報の取扱いの一部を委託する場合、サルビアねっと協議会は当該情報の安全管理が図られるよう、委託先を厳正に調査・選定し、必要かつ適切な監督を行います。また、運用・保守サービス提供事業者は運用・保守サービス提供の目的の範囲でのみ、個人情報を利用します。

（個人情報の保護）
第 13 条 サルビアねっと協議会および参加登録施設の職員は、個人情報保護に関する法令等を順守し、利用者の個人情報を本規約に定める目的以外に利用せず、漏洩せず、その取扱いに十分な注意を払うものとします。

（個人情報の第三者への提供）
第 14 条 「サルビアねっと」で取り扱う個人情報の第三者への開示は、参加登録住民の同意がある場合、もしくは「サルビアねっと」の運営に必要な業務委託先以外には法令で定める場合を除き行いません。
2　サルビアねっと協議会は、「サルビアねっと」が取扱う健康・医療・介護に関する情報を第 9 条(4)の利用目的に基づき、提供する際には、容易に個人が特定できないよう識別性を低減するなど予め個人情報保護を目的とした加工を行います。
3　参加登録住民は、自身の個人情報について、第 2 項の利用を拒否することができます。拒否を希望する場合は、その旨をサルビアねっと協議会所定の「参加申込書」、もしく は「参加申込内容変更届」に必要事項を記入し、サルビアねっと協議会事務局まで提出してくださ

い。

（取得した個人情報の位置づけ）
第 15 条 「サルビアねっと」で取扱う健康・医療・介護に関する情報は、診断等の基となる正規情報ではありません。正規情報は参加施設の保有する情報であり、「サルビアねっと」で取扱う情報は「施設から複製として提供された参考情報」と位置付けます。そのため、サルビアねっと協議会や参加施設、運用・保守サービス提供事業者はその完全性、正確性、適用性、有用性等のいかなる面においても保証しません。

（自己情報の開示請求）
第 16 条 参加登録住民は、「サルビアねっと」で取扱う自身の個人情報の開示、訂正および利用停止を求めることできます。開示等の請求を希望される場合、サルビアねっと協議会に問合せの上、所定の手続きをお願いいたします。
2　参加登録住民から開示等の請求があった場合、請求される方がご本人であるための書類の提示や提出をお願いする場合があります。
3　参加登録施設から「サルビアねっと」へ提供される診断・処方・検査結果等の健康・医療・介護に関する個人情報に関して、サルビアねっと協議会は、これらを開示する権限を有しません。これらの開示等については、診断・処方・検査等を行った参加登録施設へ直接ご相談ください。

第 4 章 雑則

（免責事項）
第 17 条 サルビアねっと協議会・参加登録施設・運用保守サービス提供事業者は、参加登録住民が「サルビアねっと」を利用したこと、または利用できなかったことにより発生した損害及び第三者に与えた損害について一切の責任を負いません。
2　サルビアねっと協議会・参加登録施設・運用保守サービス提供事業者は、「サルビアねっと」の停止・中止等により発生した利用者の損害について一切の責任を負いません。

（管轄裁判所）
第 18 条 「サルビアねっと」の利用に関して住民とサルビアねっと協議会の間に生ずるすべての紛争については、サルビアねっと協議会の所在地を管轄する地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

（本規約の変更）
第 19 条 サルビアねっと協議会は、必要があると認めるときは、参加登録住民への事前の

通知を行うことなく、本規約を変更することができるものとします。
2　サルビアねっと協議会は、規約変更後に変更内容をサルビアねっと協議会が運営するWEBサイト等で公開します。参加登録住民が、利用を継続される限り、変更後の規約に同意されたものとみなします。

（問い合わせ窓口及び苦情解決の申し出先）
第20条 問い合わせ及び苦情は、以下で受付けます。
一般社団法人　サルビアねっと協議会　事務局
（TEL　045-900-3090 / FAX 050-3173-4286　土日祝日は不在）

附則
1　本規約は、 2018年11月27日から適用します。

以上

2018年11月27日　制定
2019年5月20日　改定　問合せ先の改訂
2020年11月27日　改定　住民登録サイトからの登録について追記
2026年10月14日　改定　PHR記載や研究利用等について追記